

H29.3.31 改訂

学習指導要領にも対応！

家庭科（家庭基礎）（家庭総合）、  
公民科（公共）で消費者教育に関する  
内容が充実します！

## 講座の内容

オンライン形式  
も可能です！

### ○知っておきたい消費者の基本

契約の仕組み、成年年齢引下げの影響

### ○多様な購入方法と支払方法

インターネット通信販売と店舗の比較

### ○消費者トラブルから身を守ろう！

最新のトラブル事例とその対策

### ○安全にインターネットを使おう！

インターネットとの上手な付き合い方



無料！

日 時 平日の 10 時～15 時

会 場 教室、体育館、オンライン形式など

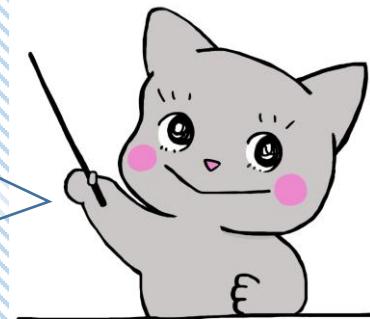
所要時間 30 分～90 分（調整可能）

対 象 東三河 8 市町村の中学校

その 他 同学校で学年、クラスを変えて

何回でもお申し込みできます。

契約の  
仕組みや  
消費生活の  
トラブル事例、  
ネット通販のこと  
などを学んで  
みよう！



東三河広域連合消費生活センター  
公式キャラクター「こいきくん」

～ 講座開催までの流れ～

申込み

FAX 又は  
メールで！



日程調整

開催日  
を調整



内容打合せ

希望を伺い  
内容を決定



開催

### 東三河広域連合 消費生活課って？

「東三河はひとつ」を合言葉に東三河 8 市町村（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村）で平成 27 年度に設立し、介護保険や消費生活相談など様々な広域的な課題に取り組んでいます。その中で、消費生活課では、商品やサービスに関する苦情や契約に関するトラブル、架空請求などの消費生活全般について、国家資格取得者である消費生活相談員が相談に応じています。また、相談から得られる最新の情報をもとに消費生活出前講座を開催し、消費者トラブルの未然防止に努めています。

●お申込みは 1 か月前までに

FAX またはメールで！

TEL 0532-26-9078

受付 平日 8:30～17:15

FAX 0532-56-0123

メール shohiseikatsu@union.higashimikawa.lg.jp

東三河広域連合 消費生活課

〒440-8501 豊橋市今橋町 1 番地（豊橋市役所安全生活課内）